

査読論文

同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察 — 日本の社会制度の文脈から —

堀江 有里*

要 旨

1990年代に入ってから、日本においても、同性愛者の権利を擁護するための社会運動が隆盛してきた。そのなかでも昨今大きな話題のひとつとなっているアジェンダに、同性間パートナーシップの保護を求める動きがある。日本においては、異性間パートナーシップには婚姻制度という法的保護のシステムが存在するが、同性間には適用されず、「法的家族」として認められないために、当事者たちが多くの不利益を被っているとする主張が、そのような動きを生み出してきた。

実際に同性間で家族を形成するニーズは存在する。そのニーズを満たすために法的保護が求められるわけだが、しかし、そのような動きのなかで援用されるのは、ほとんどが欧米の実践や法、理論などである。そこで著しく欠落しているのは、日本の社会制度や法に対する批判的考察であるといえるだろう。すなわち、日本独自の法制度や習慣などが考慮されているケースがきわめて少ないという状況にある。

本稿では、まず、同性間パートナーシップの法的保護を求める動きをめぐって、とくに蓄積の多い英語圏での議論を参照しつつ、賛成派の主張とそれに対する反論の概要を考察する。そして、日本における同性間パートナーシップの保護をめぐるニーズについて紹介し、それにもかかわらずに提示されている批判的な見解を取り上げる。さらに、「法的家族」を規定する婚姻制度の背景にある日本独自の戸籍制度について検討し、その問題点を抽出する。その際、戸籍制度に〈抵抗〉しようとする実践についても触れることとする。

これらの作業をとおり、同性間パートナーシップをめぐる問題について日本の社会制度における文脈から批判的な考察を行い、領域横断的な社会運動の可能性を模索しつつ、今後の議論のプラットフォームを提示することが本稿の目的である。

キーワード

同性間の結婚、ドメスティック・パートナーシップ、モノガミー、戸籍制度、国家による承認

* 執筆者：堀江有里
機関/役職：立命館大学 産業社会学部ほか / 非常勤講師
機関住所：〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
E-mail：ecqa_yh@ybb.ne.jp

I 問題の所在

— 「結婚」する権利? —

近年、日本においても同性間パートナーシップの保護を求める動きが生まれてきた。その背景として、現実に関同性間でパートナーシップを育む—もしくはその可能性をもつ—人々の具体的なニーズの存在や、欧米で展開されている同性同士の「結婚」する権利を求める動きの影響を挙げることができる。

同性間パートナーシップを保護するための法制度が整備されていくことは、同性愛者の人権にとって一歩前進だとの見方もある。というのは、異性愛で結合する形態のみを「正しい家族」であると主張し、その可能性をもたない(と、かれらが考える)同性愛者に「逸脱」であるとのレベルを貼り、攻撃を繰り返す人々が少なくはないからだ。

同性愛者の権利擁護が進められている欧米においても、同性間のパートナーシップ保護に反対する勢力が一定存在し、婚姻制度を同性間に適用することへの反対運動も活発に繰り広げられているのも事実である。これらは〈家族の価値 (family value)〉尊重というスローガンを掲げ、いわゆる「伝統的家族」を擁護する立場である。かれらの主張する「伝統的家族」とは、男女のカップルを中心とする終身モノガミー制を意味する。すなわち、ひとりの男性とひとりの女性が「一対一」の関係を生涯継続することが「正しい」かたちとして認識されるものである。いうまでもないが、ここで主張される「伝統的家族」とは、歴史のなかで普遍的に存在してきた形態ではない。にもかかわらず、同性間に婚姻制度を適用することへの反対運動は「伝統的家族」を守ることを根拠として繰り広げられており、かれらにとって同性間パートナーシップを保護することは「家族の崩壊」を意味するものとされる。

「伝統的家族」の擁護を主張するかれらによる攻撃は、ときに憎悪犯罪 (hate crime) という直接的暴力をとる。たとえば、同性愛者という属性に対して向けられる「憎悪」が引き金となって攻撃が仕掛けられ、結果的に殺人へと至ることもある。また、直接的に手を下されなくとも、同性愛者であることにスティグマが付与される社会のなかでは、同性愛者たちが自死へと追い込まれることもある。さらには、友人関係や家族関係など、日常的な生活のなかにある人間関係が破壊され、「社会的な死」という状況に置かれることもある。

直接的・間接的攻撃が存在する社会のなかで、同性愛者が自分の身のまわりにある現実と直面するとき、このような暴力に抗していく、もしくは暴力を抑制していくために、ひとつの手段として同性間パートナーシップの保護を求めていくことも有効であるのかもしれない。しかし、同性愛者の人権と、同性のパートナーと「結婚」する権利とを簡単に等号で結んでもいいものであろうか。

冒頭に述べたとおり、日本においても、1990年代以降、世論を形成するほどまでには至っているとはいえないものの、社会におけるマイノリティである同性愛者たちが中心となり、同性

間パートナーシップの保護を求める運動を生み出してきた。そこでは、欧米の実践や法、理論などが多く参照されてきた。しかし、そのなかで、とくに著しく欠如しているのは、日本における既存の社会制度や法に対する批判的考察である。すなわち、日本独自の法制度や習慣などが考慮されているケースがきわめて少ないという状況にある。

このような問題意識から出発する本稿の構成を示しておきたい。以下、まず次節では、欧米における同性間パートナーシップの保護を求める運動に対するおもな論点を抽出する（第2節）。つぎに、日本における当事者のニーズに触れた上で、現在展開されている同性婚への反対もしくは賛同できないとする立場の議論を整理する（第3節）。そして、日本の婚姻制度を支えるシステムのひとつである戸籍制度の問題を考察し、その制度を問題化してきた社会運動に触れる（第4節）。これらの作業をとおし、同性間パートナーシップをめぐる問題について日本の社会制度における文脈から批判的な考察を行い、今後の議論のプラットフォームを提示することが本稿の目的である。

II 論点整理

— 同性間パートナーシップの保護をめぐる —

1. 「権利の平等」 — 賛成側の立場

同性間パートナーシップの保護が求められてきた背景には、先に触れた〈家族の価値〉尊重派のような言動が生み出してきた暴力の問題や、国家の法制度が生み出す抑圧や差別、そしてそれに対する対抗手段としての側面を踏まえておく必要があるだろう。

たとえば、合州国の同性婚にかかわる議論を追うなかで、ジョージ・チョーンシーは、その論争が「レズビアンやゲイ男性をアメリカ社会の中にどう位置づけるかをめぐる半世紀にわたる闘いと、さらに長きにわたる結婚そのものの意味や法的規定の歴史的展開の結果として生じたものである」と述べる（Chauncey, 2004 = 2006, p. 29）。合州国には同性愛者に対する差別・抑圧の歴史が存在し、市民権が制度的に剥奪されていた状況がある。剥奪されていた市民権として具体的に挙げられるのは、たとえば、結社の自由、公的な施設を利用する自由、表現の自由、報道の自由、また自分自身が欲する親密さの形を選択する自由などである。そのほかにも現在の合州国の状況からみると想像を絶するような取締りや嫌がらせも存在していたが、チョーンシーは、現在、これらの歴史的実が存在したことが「ほとんど忘れられている」ことを指摘する（*ibid.*, pp. 39-40）。チョーンシーは詳細な歴史の振り返りを行い、同性間の「結婚する権利」が求められていく経緯を記すが、ここで示唆されていることは、たんに個人の結合という側面ではなく、差別や抑圧への抵抗や人権獲得の歴史のなかに同性同士の「結婚する権利」が公民権獲得という側面で位置づけられているという点である。

また、そのほかの欧米における議論にはいくつかの論点が存在するが、ここでは同性間パートナーシップの保護を求めるおもな主張として、①置かれている現状から生み出される当事者たちのニーズ、②不平等の是正、③保護を制度化することから波及する影響の観点という三点を取り上げておきたい。それぞれの議論を整理しておこう。

まず、①同性間パートナーシップの現状のなかから生み出される当事者たちのニーズについて。婚姻関係では、届出によって当事者二人の関係に対し、諸義務と諸権利が与えられることとなる。婚姻制度の適用を異性間에만限定し、同性間には義務や権利が与えられない場合、同性間パートナーシップを育む当事者たちに不利益が生じ、生活環境そのものが損害を受けるケースも少なくはない。とりわけ合州国では、1980年代に入り、ゲイ・コミュニティにおけるエイズの問題や、レズビアン的人工授精などを利用したベビー・ブームが起こり、同性間パートナーシップを育む人々が「法的家族」となる権利を求めていくこととなった（cf. 風間, 2006, Chauncey, 2004=2006）。

また、パートナー同士の関係のみならず、そのカップルに子どもがいる場合、法律上の「実子」ではないパートナーの子どもに対する親権や相続権が保障されないケースもあり、具体的に子どもの福祉を損なうこともある。さらには、「法的家族」として認定されない場合、養子縁組の権利が与えられないケースもある。これらの現状から、「家族」を形成する権利を、異性間の婚姻関係と同様に、同性間にも適用すべきであるとされる。

つぎに、②不平等の是正という観点について。異性間パートナーシップを育む人々と同性間パートナーシップを育む人々とのあいだに待遇の格差が存在することは、法制度上、「不平等」であることを意味する。一方には特権が付与され、他方には権利が剥奪された状態があるからだ。このような権利の不平等をとらえ、差別是正の論理から同性間パートナーシップを保護する施策が提案されている。具体的には、この手法を採用する例として、EUを挙げることができる。

1989年に世界で初めて同性間パートナーシップを保護する政策（ドメスティック・パートナーシップ制度）を生み出したのはデンマークだが、1994年には欧州議会が「欧州共同体内における同性愛者の平等な権利に関する決議」を採択するに至った。そこには「(一) 全ての市民は、性的指向にかかわらず平等な処遇を受けるべきであることを確認する」こと、「(二) 欧州共同体の各制度に対して、1996年に予定されている制度改革を前提に、国籍、宗教、信条、人種、性別、性的指向その他の差異に関わりなく平等な処遇を保障することが可能な欧州統一制度を設立する準備をするよう要求する」ことが明記された（強調、引用者）。この決議をもとに、2002年には同性間パートナーシップを育む人々の共同生活の登録に関する法規を整備することがEU各加盟国に勧告され、権利の不平等に対する是正が進められることとなった⁽¹⁾。

そして、③同性間パートナーシップの保護を制度化することにより、そこから波及する影響があるという観点について、賛成派の議論のなかで主流のものではないが、興味深い指摘とし

て、異性間と同性間で同等に「結婚」する権利が付与されることによって、人権問題に資する影響が存在するとの主張がある。

たとえば、カナダでは、2003年に婚姻制度が同性間にも適用されることとなった。この契機は「結婚」する当事者に利益をもたらすのみではなく、直接的ではないものの「性的難民 (sexual refugees)」を移民として受け入れる可能性を国家が表明することとなるとの指摘がある (堀江, 2006)。

世界をみわたしてみれば、同性間パートナーシップの保護を求める以前に、同性愛者の生存が脅かされる国々や地域が多数存在する。たとえば、(おもに男性)同性間性行為を禁止したり、同性愛者の存在を認めない刑法をもつケースも少なくはない。それらの刑法には死刑が含まれる場合もある。そのような国々や地域に住む人々が、嫌疑や冤罪も含めて生存権が脅かされる危険に直面する場合、国外への逃亡を計画する可能性もある。かれらが自分の居住地から離れようとするとき、婚姻制度を同性間にも適用するカナダを、同性愛者が生存することができる可能性をもつ国として解釈することもできる。このようなメッセージを「性的難民」に伝えることができるということが、この主張の中心点である。

法制度上の問題で生存権が脅かされて自国から逃亡しようとするケースは、従来、「政治的難民」として認識されてきた。しかし、あえて「性的難民」と表現することで、いまだ人権問題のひとつとして市民権をえることができていない性的少数者の人権を主張するという意図がそこには横たわっている。

同性愛者であることが警察の取り締まり対象になったり、刑法での処罰対象になったりするという状況は、現代の日本では想像がつかないことかもしれない。しかし、かつては刑法の対象とされ、それを抵抗運動のなかで撤廃してきた歴史経緯がカナダにはあるからこそ、いまだ同性愛者を刑法の対象に設定している国々や地域に生活する人々の困難への想像力が働くといえるのではないだろうか。ただ、「性的難民」の受入可能性について、実際には、いかほどの実効性があるかという点については定かではない。そのため、より詳細に検討されるべき課題のひとつであるともいえるだろう。

では、このような具体的な賛成の立場に対して、どのような「反論」が提示されてきたのだろうか。

2. 制度の規範がもつ問題 — 批判的な立場

同性間パートナーシップを保護すべきであるとの主張に対し、その「反論」をみていくこととしたい。ただ、ここでは冒頭に示した〈家族の価値〉尊重派のような、そもそも同性愛者の人権擁護を否定する立場の議論については踏み込まない。以下、検討するのは、大枠で把握すれば、同性愛者の人権擁護 — 少なくともレズビアン／ゲイに関する社会運動の内部もしくは支持 — の立場からの「反論」である。すなわち、同性愛者の人権擁護は必要だが、同性間

パートナーシップの法的保護が、かならずしもその解決にはならないとする立場である。

賛成の立場に対する「反論」を、単純に「反対派」として断定することはできない。というのは、「反論」の立場が、同性間パートナーシップを育む人々に対して攻撃を加えることを目的とするのではなく、その関係性の法制度上の保護を求めることへの批判が主眼であるためだ。問題は複雑であり、多角的にとらえていく必要がある。そこで問題化されるのは、法的保護を求めることによってとりこぼされていく存在を認識することの必要性や、法制度自体がはらんでいる問題、さらにはそこから生み出されていく弊害を指摘する主張である。

このような立場のおもな論点として、①モノガミーな関係性(「一対一」の関係性)のみに特権を与えることによって生み出される排他性、②カップル主義を称揚することでセクシュアリティをめぐる階層秩序が生み出されること、③婚姻制度が創出し、維持してきた規範の問題を挙げておきたい。以下、順番にみていくこととしよう。

まず、①モノガミーな関係のみに特権を与えることによって生み出される排他性について。婚姻制度にせよ、ドメスティック・パートナーシップ制度やシビル・ユニオン制度などのいわゆる「準婚姻」制度にせよ、同性間パートナーシップを保護する制度は、モノガミーな関係—「一対一」の関係—と、場合によっては(各地域・国々の法制度によるのだが)子どもを含めた関係を保護することを目的とする。そのため、モノガミー以外の関係およびその可能性を否定することによって、カップル主義という規範を生み出す。そしてさらには、その関係が生涯にわたって継続することが奨励される。すなわち、長く継続するモノガミーな関係を「あるべき」かたちとする。

このような規範は、異性間の婚姻制度に内包されるものである。その規範を異性間のみならず同性間にももちこみ、規範化することによって、それ以外の関係に対する排他性が生み出されるという指摘がある。このような批判は、パートナーシップという概念自体が「一対一」という形態を前提としていること、かつ、その継続性を志向することを前提とすることによって排他性が生み出されていること自体を問題化するものである。

また、このような排他性は、②セクシュアリティをめぐる階層秩序を生み出すこととなる。文化人類学者のゲイル・ルービンは、セクシュアリティをめぐる事柄が、ほかの人間の行動に関わる事柄と同様、つねに「人間行動の所産」であり、かつ「利害の対立や政治的な策略というようなもので溢れかえっている」とし、そのために「常に政治的」なものであると述べる(Rubin, 1984 = 1997, pp. 94-95)。

どのような行動をとるか、どのような属性をもつか、という事柄にかかわる自己選択の問題のみならず、人種や民族、経済的階層や出自など、ひとりの人間をめぐる、さまざまな要素が存在する。その人自身がつほかの要素が影響するなかで、セクシュアリティという「常に政治的」な場は形成される。そして、それらの諸要素が複合的に絡まりあうなかで、当人が他者からどのようなまなざしを向けられるのか、どのような社会経済的資源が利用可能なのか、

その上で、どのような生を享受することができるのかが規定されることとなる。このように、いくつもの要素をもつ複合性によって、その人自身のセクシュアリティをめぐるヒエラルキー（階層秩序）が形成される。ルービンは、そのヒエラルキーという装置のなかで生み出される状況についてつぎのように述べる。

このヒエラルキーの中でその行動が高い位置にあるような人たちには、メンタルヘルスの保証や尊厳、合法性、社会的および物理的移動、制度的支援、物質的な恩恵などが与えられている。序列のなかで性的行動あるいは仕事のランクが下がっていくにしたがって、それらの行動や仕事を行う人は精神病、不敬、犯罪、社会的および物理的移動の制限、制度的支援の喪失、経済的制裁に服従することになる (ibid., p. 106)。

ここでルービンは、ヒエラルキーの上方に位置しているものとして、「安定し、長期間続いているレズビアンやゲイのカップル」を例示する (ibid., p. 105)。また、反対に、不安定で、短期間で終わってしまう関係や、シングル生活を営む人々は劣位に置かれると述べる。異性間パートナーシップをめぐる状況においてすら、シングル生活を営む人々への偏見や社会的プレッシャーは、昨今、減少傾向にあるとはいえ、依然として存在しつづけている。それと同様、同性間であっても、パートナーシップをもつことがシングル生活よりも優位に位置づけられるのである。また、このようなシングル生活を劣位に置くヒエラルキーにはジェンダー格差が存在していることにも注意しておきたい⁽²⁾。

さらに、③婚姻制度が創出し、維持してきた規範の問題について、①で指摘した、モノガミーであり、かつ継続性をもつ関係を良しとする規範のほか、つぎのような点が指摘されてきた。

そもそも婚姻制度は異性間のパートナーシップを保護するために作成されたものであり、制度自体が当初、同性間パートナーシップの可能性を排除してきたという事実がある。言い換えれば、その背景には異性愛主義という規範が存在しているということだ。このような規範を内包しつつ、異性間の関係性のために策定された制度が同性間にも適用されることによって、機会の「平等」が生み出されるというよりは、むしろ、ひとつの「同化」政策として機能しうるものだとする解釈がある。そのような解釈に対しては、同性間に適用される時点ですでに当初の異性愛主義という規範は瓦解しているのだとする反論もある。この点についてはさらに検討していく必要があるだろう。

おもな三つの「反論」を概観してきたが、これらを見ると、同性間パートナーシップの保護を求めるという行為が、どのような背景をもち、また実際にどのような波及をもたらすのかを根源的に問おうとするものであることがわかる。それは同時に、異性愛の結合による形態のみを「正しい家族」とする思想に対しても根源的な問いを提示しているといえるのではないだろう。

うか。

以上、同性間パートナーシップの保護に賛成の立場と、それに対する「反論」をみてきた。これらの議論にはいくつもの異なる軸をめぐる論点が含まれている。そのため、それぞれの立場を単純に賛成・反対という二項対立に拮抗している状態として把握することは不可能であることがわかる。

また付け加えるならば、これらの議論を二項対立的に拮抗している議論として〈誤読〉し、同性愛者の人権を擁護しようとする人々の〈内部分裂〉として把握することで生じるジレンマがある。ここで大きな問題のひとつとして数えることができるのは、社会学者の風間孝が指摘するように、「異性愛規範に基づく近代家族制度のなかで、疎外されるだけではなく、家族形成の機会を奪われてきたレズビアン／ゲイは、家族制度の解体を主張するベクトルと家族形成の権利を要求するベクトルの間を揺れ動くこととなる」という点である(風間, 2003, p. 35)。すなわち、賛成・反対のいずれの立場を採用しても、マイノリティがジレンマを抱え込まれることになるという現実があるということだ。

マジョリティのもつ規範は、社会構造のなかに埋め込まれているからこそ、それに抵抗しようとしても、抵抗する側、問題化しようとする側にとってのさらなる課題が浮上してくることとなる。マイノリティに対する差別や抑圧をめぐる多くの事柄と同様、ここにもマジョリティの価値観は問われないままに、マイノリティにのみジレンマが課せられる様子を見てとることができる。

Ⅲ 日本における議論

1. 保護を求めるニーズとその背景

日本でも、1990年代に同性間のパートナーシップについての議論が生み出されてきた。さらに2000年代に入ってから、それまで点在していたものが互いに結び合いつつ、セクシュアル・マイノリティのコミュニティにおいて議論が広がり、社会に向けて発信されることとなった⁽³⁾。

このような問題関心の拡大は、同性間でパートナーシップを育む人々にとって、具体的に日常生活における不利益や不便に直面する場面があるということ、そこから何らかの保護が必要であるとの声が高まってきたことを示しているといえる。

2004年には日本で初めて「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」が実施された⁽⁴⁾。この調査にたずさわり、結果を分析した藤井ひろみは、そこには「医療・看護・介護・福祉や相続などいざという時のための『医療・福祉資源』と、同性間パートナーシップに『経済的優遇』」が求められていると指摘する⁽⁵⁾。後者は、税法における優遇措置の

ことを指す。

この調査結果のなかで興味深いことは、一方でこのような具体的なニーズが示されながらも、他方で「婚姻制度を同性間にも認めるかどうかで二分される」傾向があることが明らかにされている点である。すなわち、そこで指摘されていることは、①同性間に婚姻制度を適用すべき立場と、②現行の婚姻制度に存在する問題点を感じつつも、しかし、何らかの保障制度が必要であろうとする立場に分かれるという点である。とくに後者には、「事実婚と同じように権利を認めるべき」という立場や「それぞれの保障内容を明記した新しい法制度をつくるべき」という立場が含まれている(有田ほか, 2006)⁽⁶⁾。たとえば、項目として挙げられていた、同じ氏を名乗る義務や同居義務、貞操の義務などについては、ニーズが低いという結果が示されている。このような点から、同性間パートナーシップを現行の婚姻制度へと組み込まれることが、かならずしも「最良の方法」であるわけではないと感じている人々も少なくはないということがわかる。

ここでひとつの疑問を提示しておきたい。先のような同性間パートナーシップの保護を求める人々のニーズは、何を参照枠組として構成されているのだろうかという点である。このニーズ調査に立てられた質問項目も同様だが、そこには「法的家族」という概念が採用され、その枠内に限定された保護や優遇がある。日本の場合、その枠組は、異性間モデルが基盤とされている。そのため、同性間パートナーシップを育む人々(もしくはその可能性がある人々)は、この枠組を参照しながら、それと比較して、自分たちの生活が法的に保護されていないことを認識することとなる。法的に保護されることへのニーズは、参照枠組にある項目が自分たちには「欠如」していることを知ることによってはじめて、現状に対する不平等、そこから生じる損害や予測可能な不安として把握されるということである。

このように、同性間パートナーシップの保護を求める視点は、異性間には婚姻という制度が存在することから逆照射されていることに注意しておきたい。あまりにも当然のこととして看過されがちではあるが、根源的に考えてみれば、先のような具体的なニーズは、婚姻制度に参与する機会すら奪われているという認識から構成されているということだ。

ここで少し視点をかえてみよう。参照枠組としての(異性間の)婚姻制度がなければ、これらのニーズは立ち上がってはこないであろうし、その背景としての不安や損害も、そもそも成り立ちえない。そうすれば、異性愛の結合の形態のみを「正しい家族」とする規範も生まれてはこない。もちろん、現実に異性間の婚姻を守る法制度がある以上、このような“夢想”はあまり意味がないもののように思えるかもしれない。しかし、現行の制度やそれを支える規範を問いなおす方法としては興味深い〈思考実験〉としてとらえることもできるのではないだろうか。というのは、冒頭に記した日常のなかでは、このような“夢想”すら立ち上がってくる余地がないほど、わたしたちをとりまく状況は硬直してしまっているからだ。

2. 法的承認を求めるとそのリスク

先に示した“夢想”のような、ある種の突飛な例ではなく、日本においても同性間パートナーシップの保護を求める動きへの批判や躊躇の声がこれまでも挙がってきた。

たとえば、社会学者の志田哲之は、日本における家族／家制度のあり方を検証するなかで、現行婚姻制度そのものが抱える問題について指摘する。そこで明らかにされることは、異性間でこれまで行われてきた婚姻制度自体がその内部にはらんでいる不平等さである(志田, 2009, p. 134)。

パートナーシップの保護を求める具体的なニーズは、先に当事者ニーズ調査の結果を踏まえて述べたように、異性間に限定される婚姻制度を参照枠組として立ち上がってくる。異性間にはその制度に乗るか乗らないかという選択肢があるにもかかわらず、同性間にはその選択肢すら与えられていない。この点はたしかに「不平等」であるとはいえる。しかし、そのような議論に対して、志田は、選択肢の有無による「不平等」の存在以前に、その制度自体が内在的にはらむ「不平等」を指摘する。そして、「同性婚の制度化は、一見、性的指向による差別的な処遇を制度的な側面から改善するようにみえるものの、実際には別のかたちの不平等を生じさせるにはかならない」と結論づける。

このような指摘は、制度自体の「外側」に置かれることからくる「不平等」の問題を扱う視点に対し、制度自体の「内側」に本来的にはらまれている「不平等」に注視していくことを喚起する意味でも重要なものである。

また、志田は、とくにゲイ男性にとって、実際には多様な関係性があることを具体的に示しながら、かならずしもモノガミーな関係性のみが奨励されているわけではないことを指摘する。たとえば、ゲイ男性の生活のなかには、一対一の“閉じた”関係だけではなく、第三者を含む複数の人々によって育まれる“開かれた”関係が存在する(志田, 2005)。同性間パートナーシップの保護のみを求める主張は、このようなゲイ男性たちのなかにある現実を捨象するものでもある。

志田のように、制度に内在する問題や、制度と現状とのギャップの問題のみならず、法的保護を求めるという営為自体に対する批判も存在する。法的保護を行なう主体は国家である。この場合、国家によって法的保護に値すると承認されることはどのような意味をもちうるのかという点が問いとして提出される。

弁護士である李玲鈴は、法的保護を求めるときの限界と法制定運動のもつ陥穽について指摘する。李は法律からみる「家族」像について端的につぎのように述べる。

(日本の一引用者註)民法を読むと、「家族」として法律で保護されるには様々な要件が必要であることがわかる。しかも、それは個人の主体的選択を尊重するものではなく、

国家が要求する「家族」のあり方を示すものだ(李, 2004, p.116).

異性間であっても誰もが婚姻関係を結べるわけではなく、そこには限定された枠組が設定されている。法的保護を求めるためには、ある特定の「関係」に枠組を設けなければならないことになる。ということは、法律が定める「家族」像のなかに参入するために国家に対して承認を求めるということでもある。また同時に、李は「法的家族」を規定する戸籍制度の問題性を検討することの必要性にも触れている。

李はつづけて、「人の生き様が様々である以上、その人がもつ人間関係は無限に多様であり、あらゆる『関係』を保護するような法的要件を定めることはできない」と述べる(*ibid.*, p. 116)。現実に生きる人々の関係性のあり方は多様である。しかしながら、「家族」という法的権利が与えられているユニットの定義が定められ、境界線が画定されるとすれば、そこにはかならず『保護』から落ちこぼれる人々が存在することとなる。そこで李が立ち戻ろうとするのは、「尊重されるべきは『関係』そのものではなく、そういう『関係』を選択した個々の人間」であるはずではないかという地点だ(*ibid.*, pp. 116-117)。

また、国家から保護されるということは、保護に値するものとして国家によって承認されるということをも意味する。そこには「誰が」「何を」承認するのか、そもそも他者の権利を、法や国家が承認することは可能なのか、という根源的な問いも残る⁽⁷⁾。国家によって承認を受ける者は、本人が無意識のうちにはあれ、その社会制度の維持を強制されることとなる。そこでは承認される者と承認されざる者との峻別装置が働く。この峻別装置の発動は、同時に、国家によって承認されない生を育む人々に対するスティグマが再生産されることと表裏一体のものである。

さらに、李は、より根源的な問題として、法制定運動のもつ陥穽についても指摘する。たとえば、同性間パートナーシップの保護を求める人々のなかには、「法律の抜本的改正は、すぐにもなされるわけではないから、とりあえず少しでもとっかかりになるなら、法律を通すべきだ」という主張が存在する。しかし、「人権保障に関する法律が拙劣であるということは、その拙劣さゆえに救済されない人が明らかに存在するということ」を許容することにすぎないものである(*ibid.*, p. 118)。先の峻別装置の発動以前に、後の法改正を想定して制定運動を求める時点で、すでに「救済されない人々」を切り捨てるという行為が遂行されているのだ。

3. 日本社会における「結婚」

また、そのほかにも、同性間パートナーシップの保護を求めるに当たり、デメリットや問題点が考慮されてきたのかという疑問もある。とくに、日本においてパートナーシップにはどのような意味づけがなされてきたのだろうか。この点についても簡単にみておくこととしよう。

たとえば、同性間に婚姻制度が適用される場合に、「婚姻届」を出すことをめぐって生じる

あらたな困難がある。同性間でパートナーシップを育てていることを表明する必要があるという点だ。とりわけ、婚姻制度にかかわる制度として、李も指摘しているように、日本には戸籍制度が存在する。この戸籍制度には、親族関係を辿ることができるという特徴がある。すなわち、届出書を窓口に提出することや、近しいなかでの家族関係のなかで表明することのみならず、普段は接触のない遠縁の親戚にまで影響が及ぶことが予測される。まさに、被差別部落出身者に対する「結婚差別」が現在も厳然と存在しているように、「親戚に顔向けができない」というレトリックによって、同性間パートナーシップを育むことに反対されるケースも起こりうる。

このような戸籍制度に関連して生じる問題を回避するために、婚姻制度ではなく、諸外国・地域で採用されているドメスティック・パートナーシップ制度のような方法を採用することも考えられる。具体的には当事者間の契約によって、「家」制度を超えた“あたらしいスタイル”として提示する立場もある⁽⁸⁾。しかし、それ以前に、このような制度の構築は日本において現実的であるのだろうか。

日本の文脈においては、あたらしいパートナーシップのあり方を模索しようとしても、簡単に「結婚」という枠組のなかで一元的に解釈されてしまうことも考えられる。すなわち、“あたらしいスタイル”としては認識されず、「結婚」のひとつのかたちとして包摂されていく可能性がある。というのも、これまでも諸外国のドメスティック・パートナーシップ制度のような法制度を、日本のメディアは「結婚」と表現きたし、いわゆる「先進工業国」のなかでは異例なほどに、日本の異性間パートナーシップのなかでの「婚姻率の高さ」が指摘されてきている。この「婚姻率の高さ」とは、「婚外子」の出生率が低いという点から算出されるものである。「婚外子」、すなわち法的な婚姻関係のあいだに生まれたのではない子どもに対する戸籍上の差別やそれに伴う権利保障の欠如の問題も再三指摘されてきている。しかし、依然として改善されていない。そのため、「婚外子」を産むことが明らかに不利益を被ることになる点や、周囲からの婚姻関係に参入せよとの圧力もあり、少なくともしばらくは法的な婚姻関係を結ぶ予定がなかった人々が妊娠がわかった時点で、いわゆる「できちゃった婚」をするケースが多いことは現代の日本においては周知の事実だ。

このような日本の状況からみると、婚姻制度をめぐる問いがなかなか共有されえない社会のなかで、“あたらしいスタイル”としての制度を構想することは困難であるとも考えられる。また、ドメスティック・パートナーシップ制度で与えられる権利が当事者たちにとって限定されるのであれば—権利の付与が限定されると同時に、義務も限定されるにもかかわらず—、より権利付与の多い婚姻という形態を求めるようになることは予測できる。これらを踏まえると、現状では婚姻関係に特権的な位置が付与されているがゆえに、あらたなパートナーシップのかたちを模索することが困難な日本社会においては、「結婚」という形式を求める動きに一元化される可能性は非常に高いといえるのではないだろうか。

そして、先に触れたように、現行の婚姻制度は、戸籍制度を前提とする制度である。しかし、同性間パートナーシップの保護を求める議論のなかでは、この点について掘り下げたものは現在ほとんどない⁽⁹⁾。これまでみてきた批判に加えて、次節にて、「法的家族」を規定する基盤となる戸籍制度の問題点についてみていくこととしたい。

IV 婚姻制度を支える制度

— 戸籍・差別・天皇制 —

1. 戸籍制度の成立と問題点

第2節でみたように、同性間パートナーシップの保護を求める動きのなかでは、現状ではさまざまな不利益を被る状況から、異性間に限定的に付与されている「家族」になる権利を同性間にも適用すべきだと主張されてきた。すなわち、「家族」形成の権利が与えられていないという現状に対しての異議申し立てとして把握することができる。では、「法的家族」とは、いったいどのようなものであるのだろうか。

前節で言及したとおり、李玲鈴は国家が要求する「家族」像の問題点について、戸籍制度との関連に触れている。ここでは、婚姻制度の基底となるにもかかわらず、同性婚の議論においてこれまでほとんど踏み込まれることのなかった戸籍制度の問題点について検討していくこととしたい。

法学者の二宮周平は、「明治」期以降の、近代国家成立後の戸籍制度の成立と展開を考察するなかで、太平洋戦争前と比較して、戦後には法制度が大きく変わったにもかかわらず、旧来の「家」意識が根強く残存してきたことを指摘する。具体的には、戦後、家制度は法的には廃止されるに至った。そのため、現行民法には「家族」を定義する規定は存在しない。しかし、それにもかかわらず、性別役割分担などの「家」意識が根強く残っているのが現状である。

二宮は、たとえば、「選択的夫婦別氏制度や個人単位の登録制度を主張」する人々が声を上げれば、それに対して「必ず『家族の絆』を弱めるものだ、『家族がばらばらになる』という反論」が出てくることを指摘する(二宮, 2006, p. 49)。そして、このような状況が生み出される原因のひとつとして、「家」意識を「温存する装置」として戸籍制度があることを指摘する(ibid., p. 52)。

ここで指摘されているような「反論」だけではなく、つぎのような例も挙げられるだろう。たとえば、異性間での婚姻の場面でも、「入籍」という表現が用いられることはまだまだ多くある。現行の婚姻制度では、婚姻届を提出した場合、当事者二人の新戸籍が編成されるため、法律上は一方が他方の「籍に入る」ことはない。それにもかかわらず、「入籍」という言葉は残りつづけている。また、日本の場合、複合姓やその他の姓の選択が認められていないため、当事者いずれかの氏を名乗ることになる。法律婚を選択する異性間カップルのうち、法律で定め

られていないにもかかわらず、90パーセント以上が男性の氏を選択するという現実がある。ここからも、法的に強制されていないにもかかわらず、男性の氏を「継承する」という社会的慣習が残存していることがわかる。この社会的慣習と同時に、先の「入籍」という表現が用いられ、女性が男性の「家」に「嫁入り」という感覚がいまだに残存している。

実際問題として、日本国籍をもつ人々のうち大多数は日常生活のなかで戸籍制度を意識せずに生活していると思われる。しかし、二宮が指摘するように「明治」期に民法によって規定された「家」意識が残っており、それを温存する装置としての戸籍制度が、わたしたちの生活のなかに意識的ではなくとも浸透していることがわかる。そしてまさに、その「家」意識自体が、一对の夫婦(男女)を中心に権力関係を介在した異性愛の結合を基盤として創出され、維持されてきたことに注意しておく必要があるだろう。同性間パートナーシップという結びつきは、その発想自体、そもそもがその制度からは排除されてきたのである。

また、日本には、住民基本台帳と戸籍簿という二重の国民管理システムが存在する。これらを一本化できない(しない)ことの背景も含めて、戸籍制度については、これまでも多くの問題点が指摘されてきた。たとえば、家父長制を温存する装置であること、差別(性差別、婚外子差別、部落差別、外国人差別など)の温床となっていること、天皇制と不可分の制度であることなどである。

戸籍制度とは、身分関係登録のシステムであるということがこれまでも日本政府によって説明されてきた。しかし、戸籍研究者である佐藤文明は、日本の戸籍制度が身分関係登録以外の機能を持ち、それゆえに「差別の温床」となってきたことをそのシステムの内部から読み解く。

たとえば、外国人や皇族の例が挙げられる。外国籍の場合、戸籍に入れられることはない。そのため、日本国籍保持者と外国籍の人が婚姻関係や親子の関係にある場合、身分証明は戸籍のみでは不可能である。

また、皇族の場合、戸籍簿とは別に「大統譜」(天皇・皇后)および「皇族譜」(それ以外の皇族)が存在し、登記されている。ここで浮かび上がってくる疑問は、なぜ、これらの人々を分けなければならないのかという点である。佐藤はこの点から、戸籍が身分関係登録のみならず、ほかに目的をもつものであることを明らかにする。佐藤は、天皇制と戸籍制度はパラレルなものであると指摘する。しかし両者はただ同列に並ぶものであるのではなく、「序列」が生み出されたかたちで配置され、相補関係にあるという。たとえば、皇室典範は、皇族が「皇統譜」から脱し、戸籍に編入されることを「臣籍降下」と明記している。この表現が示唆するように「戸籍と皇統譜との関係」が明瞭に表されている(佐藤, 1996, p. 23)。すなわち、「大統譜」や「皇族譜」は、「臣民」の登録簿である戸籍の上位に位置づけられるものであるということだ。

この関係性から、佐藤は、戸籍簿が「天皇にまつろう者」が登録されるシステムであること

を明らかにする。佐藤によると、天皇制における「臣民」存在を明らかにし、その「臣民」を「家」として組織することが目的である（佐藤、1996, p. 26）。そこでは「天皇制社会を支配する者は除外され」、外国籍住民のように「天皇制の支配に服さない者（まつろわぬ者）も除かれる」。このような戸籍制度は、「天皇制の支配に服す者（まつろう者）だけの登録簿」としての機能をもつものである（佐藤、1988, p. 37）⁽¹⁰⁾。

先述したように、多くの人びとにとって、戸籍制度とは日常的に意識されていないものでもあるだろう。そのため、天皇制を中心とした「差別の温床」であるとの佐藤の指摘は、多くの「まつろう者」にとってリアリティを生み出しえないものであるのかも知れない。まさにそのような日常が、「まつろう者」にとって、戸籍制度が巧妙に国民管理システムとして維持されている土壌にもなっているといえるだろう。

そのような「まつろう者」の日常のなかで、同性婚を求めるという行為も遂行されている。そこで遂行される行為は、婚姻制度に則するという点で、これまで述べてきた問題をもつ現行の戸籍制度を、意識的であれ、無意識的であれ、肯定するものである。もちろん、すでに「日本人」として生まれた時点で出生届が提出され、日本国籍を与えられていること自体が、戸籍制度を肯定する行為ではある。しかし、ここでの問題は、出生時に登記されることと、婚姻制度に則ることを比較した場合、後者は本人の意志によって選択する行為であるというところに大きなちがいがあがる。その意味において、たとえ本人にとって社会的慣習に支えられた上での無意識の行為であったとしても、実質的には本人の選択行為であり、種々の問題点が指摘されてきた戸籍制度に則った婚姻制度を維持する行為であることは否定できない。

「差別の温床」として指摘されてきた戸籍制度に則った上で、同性婚を認めるべきだとする主張もありうるだろう。他者の不利益を損失するとしても、自らの利益を追求するという行為は、ある人々によって倫理的に問題化されたとしても、第三者が強制的に止めることはできないからだ。ただ、ここで検討したかったことは、このような問題点さえもいっさい掘り下げられないままに「法的家族」としての承認を国家に求めつつ、しかしその「家族」を規定する制度については、ほとんど関心をもたない動きの問題性である。自らのコミュニティに、戸籍制度によって不利益を被っている人々 — 被差別部落出身者や婚外子、外国人など — を内包しているにもかかわらず、その制度の問題にさらされることの少ない人々のみが遂行していく行為については、これらの制度の問題も含めて、詳細に検討していく必要があるだろう。

2. 戸籍制度への〈抵抗〉の事例

これまでみてきたように、戸籍制度は多くの問題をはらんでいることが指摘されてきた。これらを「問題」として感得した場合、生活実践にどのように結びつけていくことが可能なのだろうか。

たとえば、これまでも戸籍制度に基づく婚姻制度の問題に気づいた人々が「非婚」という

選択を実践するという方法を導き出してきたという例もある。性差別や「婚外子」差別の観点から実践されるものもあれば (cf. 善積, 1997), 外国人差別や天皇制への反対運動などにかかわるなかで実践されるものもある (cf. 八幡, 1996)。この場合, 具体的には, 日本国籍をもつ人々が, 異性間でのパートナーシップを育むときに, 現行の婚姻制度に問題を感じ, あえて婚姻届を提出せずに「非婚」を選択する。また, そのなかには子どもの戸籍を作成せず, 行政交渉の結果, 住民票のみを獲得してきた人々もいる。かれらは, 婚姻関係に特権的に与えられている利益を放棄することにもなる。すなわち, リスクを負っての〈抵抗〉の行為である。

ただ, 法律婚をせずに婚姻制度に則らない関係性を模索したとしても, 「男-女 (夫婦) - 子」というユニットを維持するなかで, その形式が周囲から「家族」として認識されることにより, 「結婚」関係に包摂されて解釈されることもある (本多, 2004, p. 19)。この点では, 異性間であると同姓間であろうと, 関係性を問い直すことの共通の課題が横たわっているといえる。より根源的に「家族」のあり方を問うことはいかにして可能なのかという問題は, さらに継続して検討されるべき問題でもあるだろう。

このような「非婚」の取り組みの多くは, 長い間, 異性愛主義という規範をも問う作業として明示的に行なわれてきたわけではない。しかし, 2000年代に入り, 婚姻制度のもつ異性愛主義をも含めて問題化されるかたちでつながりはじめたという経緯もある (cf. 本多, 2004; 堀江, 2009)。このような運動は, いまだ集合行動までには至らず, 点在している状況ではあるが, このような取り組みを拡げていくことによって, 複数の差別問題への抵抗可能性を生み出すことができるのではないだろうか。

V むすびにかえて

— 領域横断的な社会運動の可能性に向けて —

本稿では, 同性間パートナーシップの保護を求める動きをめぐって, その議論と日本の社会制度がはらむ問題についてみてきた。日本の文脈における問題として, 婚姻制度の基底にある戸籍制度の問題と, その背景にある天皇制の問題について素描してきた。また抵抗行為のひとつとしての「非婚」の動きについてみてきた。

本稿は, これらの流れをみることで, 同性間パートナーシップを育む人々が既存の社会運動に連動して社会制度に抵抗すべきだ, ということを主張したいのではない。繰り返しになるが, 冒頭に記したとおり, 筆者の問題関心は, 婚姻制度の基盤として戸籍制度は存在しているにもかかわらず, 日本の同性愛者をはじめとする運動においては, あまりにもこの戸籍制度という日本独自の社会制度に対して無頓着・無関心であったという点にある。少なくとも同性婚を推進する動きを「絵に描いた餅」で終わらせないためには, 最低限, 基盤となる制度を知る必要があるだろう。それによって, 社会制度に即した戦略の立て方が可能になるかも知れないから

だ。

最後に今後の課題について記しておきたい。具体的な課題として、戸籍制度を取りあげたが、国家という枠組みのなかでマイノリティが承認を求めることがはらむ問題をより詳細に描き出す必要がある。これまでの同性間パートナーシップの保護を求める動きは、このように国家によって承認されることを求めるものの、その根拠となる社会制度自体の問題についての視点を著しく欠いてきた。その背景のひとつとしては、法的保護を求める、おもに同性愛者にかかわる社会運動が、これまでの日本の動きのなかでは国家という枠組の問題を射程に議論する機会が少なかったという点も指摘できる。

本稿では触れなかったが、そこで取りこぼされてきた問題として、国籍の異なる同性間パートナーシップをもつ人々の権利の問題や、また在日外国人のレズビアン／ゲイの人権の置かれた状況についてなど、多くのテーマが横たわっていることも指摘しておきたい。

さまざまな側面を複数の視点から考察していくこと、その上で実践していくことは困難なことではある。しかし、社会制度のなかに生きる人間の営為は複雑であるからこそ、複数のアイデンティティや問題意識が交錯する地点に、“より多くの人々”の“より豊かな生”を構想する契機が生み出されるのであれば、領域横断的な視点をもって考察していくことは火急の課題でもあるだろう。

註

- 1) ただ、EUの場合、加盟国の多くが「婚姻」を同性間に適用しているわけではなく、婚姻とは付与される権利や義務の異なるドメスティック・パートナーシップ制度を採用しているため、依然として不平等や格差が残されているとの指摘もある。
- 2) 女性の場合、レズビアンであろうとなかろうと、労働市場における賃金や待遇などに男性と比較して大きな格差があることがこれまでも指摘されてきた。また、そもそも労働市場に参入する機会についても、格差は存在する。このような状況のなか、女性にとって、「結婚」=男性との生活を選択することが生存のための手段のひとつとなりうることもある。すなわち、女性の労働をめぐる差別問題と婚姻制度は、切り離して考えることはできない側面をもつものである。婚姻制度を批判しようとする場合、このような労働と結婚、女性の人権をめぐる相關関係や、それを支える社会構造の問題について考察することは重要な課題のひとつではあるが、ここでは踏み込まず、稿を改めて論じることとしたい。
- 3) 日本における2009年までのゲイ男性を中心とした流れについては(志田, 2009)に詳しい。また、1990年代初頭に、国籍の異なるレズビアン・カップルの事例を紹介したものとして(出雲, 1993)がある。とくに永住権をもたない在日外国人が日本国籍保持者と日本で居住しようとする場合、婚姻制度に則った関係は「法的家族」として保護される。しかし、保護されなければ、

在留資格との関連から生活権・生存権が著しく脅かされることとなる。同性間パートナーシップのように、そもそも保護制度自体が存在しない場合もあるが、保護制度が存在する異性間でも、離婚により、保護されなくなるケースも多くある。とりわけ移住労働者の外国人女性たちが置かれた状況については、これまでに多く指摘されてきた。

- 4) 「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」有志のプロジェクトによる調査(2004年2月28日～5月10日)。調査方法はインターネット上での告知や調査用紙2000枚を配布。回答総数は697件(うちインターネット回答453件、調査用紙回答244件)。なお、調査結果等、詳細についてはホームページ上に公開されている(<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/>, accessed on 10 Apr. 2010)。
- 5) ただし、もっともニーズの高い医療機関での対応について、片山知哉は、日本の場合には「現行法上も医療判断について血縁家族が代理同意できるという根拠は法制度上存在しない」と指摘し、「にもかかわらず、現在医療機関では、今でも本人以外に家族に同意を求める『慣習』が根強い」と述べる(片山, 2007)。すなわち、ここでは、日本においては「法的家族」ではなくとも権利要求を行うことができる可能性が示唆されている。
- 6) 藤井ひろみはこの調査からえた結果のなかでつぎの二点を特徴として挙げる。すなわち、①「婚姻制度を同性間にも認めるべき」としている人々は「仕事のないこと」、「収入の少ないこと」、「パートナーが現在いること」、「養子縁組みや精子バンクを利用して子どもを持ちたいと考えること」と相関がみられたという点、そして②経済的項目から導き出された結果として、「女性同性間でパートナーシップを持つレズビアンは、経済的により不利な地位を抱えている」という点である。この調査は、同性間パートナーシップを育む(もしくはその可能性がある)当事者には多様な背景をもつ生活があり、「相矛盾するニーズが存在する」という結論が導き出されているが、上記のような点を見ると、同時に、レズビアンたちは経済的に不利な状況であるがゆえに、パートナーシップの保護を求めるという傾向があるといえる。この調査の回答にはレズビアンと自認する人々の回答数をもっとも多く(43.3%)、その関心の高さをうかがわせるものである。また、子どもをもつ場合はなおさらに経済的な困難が生み出される。日本ではそのような困難ななかでの情報交換も含めて、レズビアン・マザーのネットワークを構築するために「レ・マザーの会」が活動してきた(Arita, 2006)。
- 7) また日本の法制度と人権をめぐる文脈においては「性同一性障害」当事者の戸籍性別記載変更を(一部)可能にした特例法についても類似した問題が生じていることは記憶に新しい。この特例法の問題点、とりわけ国家の承認との関連については(堀江, 2010)を参照のこと。
- 8) たとえば、赤杉康伸らは、婚姻が「家」制度のうえに成り立っていることと比較して、「同性パートナーシップを、新しい関係性の創造である」とする。そこでは「既存の異性愛中心の、また『家』単位の家族観に立脚した婚姻制度に代わる、双方の性別にとらわれない、個人の尊厳の理念に立脚した、新たなパートナーシップの形の模索」が行われる(赤杉ほか, 2004, p.

- 11).
- 9) 戸籍制度の問題性に触れているものとしては先述した(李, 2004)のほか,(綾部, 2007)などがある。
- 10) 以上の佐藤文明の考察から, 戸籍制度をめぐる三重構造が浮かび上がってくる。その図式のみ素描すると以下のとおりである。①戸籍から除外されるもの(非登録者=「排除」対象): 在日外国人(cf. 帝国時代の創氏改名や現行の「帰化」システムの問題), 皇族, ②歴史の途中から戸籍に同化を強いられたもの(=「同化」対象): 近代国家成立前に植民地化された人々=アイヌ, 琉球民族(沖縄, 奄美), ③戸籍内にありながら有徴化されるもの(=「差別」対象): 被差別部落出身者, 婚外子。これらの構造については稿を改めて論じることとしたい。

[文献]

- Arita, Keiko, 2006, "Lesbian Mothers in Japan: An Insider's Report", *Journal of Lesbian Studies*, Vol. 10, No. 3/4., pp. 105-111.
- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The History Shaping Today's Debate Over Gay Equality*, New York: Basic Books. (=2006, 上杉富之・村上隆則訳, 『同性婚 — ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店.)
- Rubin, Gayle, 1984, "Thinking Sex: Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality." In Carole S. Vance, ed., *Pleasure and Danger: Exploring Female Sexuality*, Boston: Routledge. (reprinted in Abelobe et al., eds, 1993, *The Lesbian and Gay Studies Reader*, NY: Routledge, pp. 3-44.) (=1997, 河口和也訳「性を考える — セクシュアリティの政治に関するラディカルな理論のための覚書」『現代思想』第25巻・第6号, 94-144頁).
- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著, 2004, 『同性パートナー — 同性婚・DP法を知るために』社会批評社.
- 有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里, 2006, 「交渉・妥協・共存する『ニーズ』 — 同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズから」日本女性学研究会『女性学年報』第27号, 4-28頁.
- 綾部六郎, 2007, 「親密圏のノルム化 — 批判的社会理論は人々の親密な関係のあり方と法との関係について何が言えるのか?」仲正昌樹編『批判的社会理論の現在』御茶の水書房.
- 本多香織, 2004, 「結婚も, 結婚式も, ほんとうに必要なのか」『福音と世界』第59巻・第2号(2004年2月号), 新教出版社, 16-23頁.
- 堀江有里, 2006, 「モンテリオール旅行記 — 第一回LGBT国際人権会議に参加して」『福音と世界』第61巻・第11号(2006年11月号), 新教出版社, 12-17頁.
- 堀江有里, 2009, 「同性婚・戸籍制度・天皇制をめぐる〈断想〉」『インパクション』第170号, インパクト出版会, 34-37頁.
- 堀江有里, 2010, 「性的少数者の身体と国家の承認 — 「性同一性障害・特例法」をめぐって」日本解

- 放社会学会『解放社会学研究』第21号, 42-61頁.
- 出雲まろう, 1993, 『まな板のうへの恋』 JICC 出版.
- 片山知哉, 2007, 「問題なのは『家族の定義』か? — 厚生労働省の終末期医療ガイドラインへのゲイ・レズビアンへの反応を読む」立命館大学大学院先端総合学術研究科院生論集『Birth — Body and Society』, 27-45頁.
- 風間孝, 2003, 「同性婚のポリティクス」日本家族社会学会『家族社会学研究』第14巻・第2号, 32-42頁.
- 血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会, 2004, 『同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査・報告書』(<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/tyosa/title.html>).
- 李瑛鈴, 2004, 「『法律で守られる』関係の限界について — 『法律』ではなく『人々』の自由な有り様が必要だ」(赤杉ほか, 2004, pp. 112-124).
- 二宮周平, 2006, 『新版・戸籍と人権』解放出版社.
- 佐藤文明, 1984, 『戸籍がつくる差別 — 女性・民族・部落, そして「私生児」差別を知っていますか』現代書館.
- 佐藤文明, 1987, 『訣婚パスポート』現代書館.
- 佐藤文明, 1988, 『戸籍うらがえ史考 — 戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造』明石書店.
- 佐藤文明, 1996, 「象徴天皇制にとって戸籍とは何か」戸籍と天皇制研究会編『戸籍解体講座』社会評論社, 13-42頁.
- 志田哲之, 2005, 「親密な人間関係 — 人びとの関係性はどうか?」圓岡偉男編著『社会学的問いかけ — 関係性を見つめ直す』新泉社, 103-127頁.
- 志田哲之, 2009, 「同性婚批判」志田哲之・関修編『挑発するセクシュアリティ』新泉社, 133-167頁.
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千東, 2007, 『パートナーシップ・生活と制度 — 結婚, 事実婚, 同性婚』社会批評社.
- 八幡明彦, 1996, 「戸籍制度と在日朝鮮人」戸籍と天皇制研究会編『戸籍解体講座』社会評論社, 43-70頁.
- 善積京子, 1997, 『「近代家族」を超える — 非法律婚カップルの声』青木書店.

A Critical Analysis of Same-sex “Marriage”
— An Investigation of the Context of the Social System in Japan —

Yuri Horie *

Abstract

From the early 1990s, lesbians and gays started to speak out on their rights in Japan. In their activism, one of the important issues was the demand for the recognition of same-sex partnerships. Although there is a marriage system for heterosexual partnerships, the union of a man and a woman, there is no law and/or system to protect same-sex partnerships in Japan. Thus, those who have same-sex partners do not have access to legal benefits.

However, the discussions, discourses and attitudes in such activism also have some problems. They mostly quote discussions from and systems in cases from Europe and North America. However, there are cultural and social gaps between Europe, North America, and Japan. A unique system, the *Koseki-seido* (family register system), that is related to the marriage system in Japan, should especially be noticed. *Koseki-seido* is controlled under the *Tennou-sei* (Emperor System of Japan) and has been criticized as a system that causes discrimination against women, *Buraku* people (a kind of out-caste people), ethnic minorities, and children born “out of wedlock”.

This paper will introduce and analyse the debate about the demand for recognition of same-sex partnerships in the context of Japan. By discussing these topics, this paper will attempt to find an alternative way of considering same-sex partnerships.

Keywords

Same-sex Marriage, Domestic Partnerships, Monogamy, the Family Register System in Japan, Recognition by the State

* Correspondence to : Yuri Horie
Lecturer / Faculty of Social Science, Ritsumeikan University
56-1, Tojiin-Kitamachi, Kita-ku, Kyoto. 603-8577 JAPAN.
E-mail : ecqa_yh@ybb.ne.jp